

## きぼう利用ネットワークの設立について

平成 29 年 2 月 22 日  
きぼう利用センター

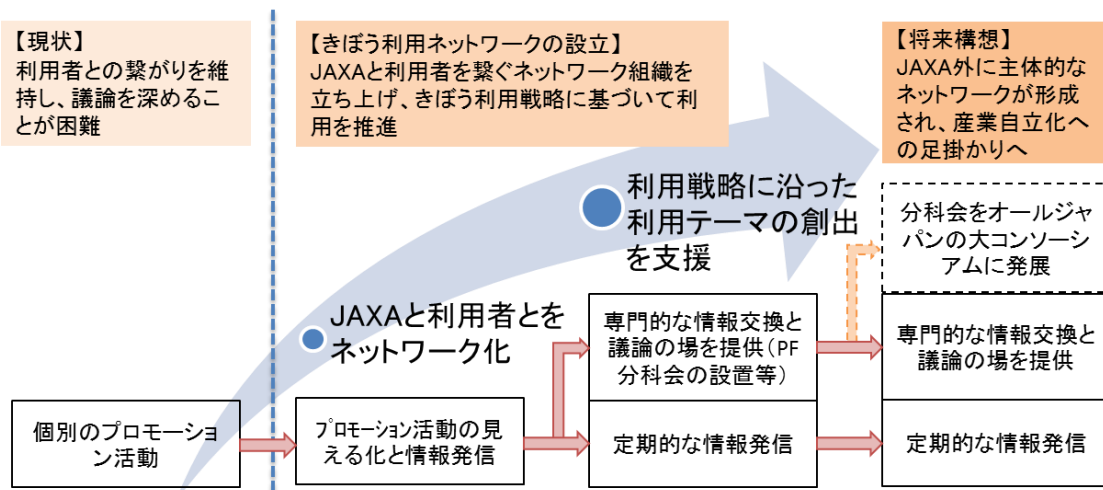
### 1. 設立の背景・必要性

- ・ 昨年 10 月にきぼう利用戦略が策定され、きぼう利用の理解増進・利用者啓発やきぼう利用テーマ創出に向けた利用者の支援等がますます重要となっている。また、きぼう利用の必要性をアピールするためには、利用者の広がりや需要の高さを示すことも重要である。
- ・ 過去には、きぼう利用者組織である「きぼう利用フォーラム」(平成 20 年 6 月～平成 26 年 3 月、会員数約 2,000 名(最大))の活動においてボトムアップの利用テーマの創出が行われ、コミュニティの底上げがなされるとともに、きぼう利用の価値と利用者のニーズが合致し民間の有償利用に繋がる等、大きな活動成果を挙げた。その一方、ボトムアップの仕組みであったために利用テーマの提案内容が多岐に渡り、質も様々であった。
- ・ その後、ボトムアップの利用推進から出口戦略に基づく重点化に方針が見直されたことを受け、きぼう利用フォーラムは活動を一旦終了し、以降は得られた知見を基に学会等への直接的な働きかけやターゲットを絞った個別面談を中心に利用者開拓を行ってきた。しかしながら個別面談の場合、1 回限りの議論になることが多く、利用者との繋がりを維持し実験テーマの創出に向けて議論を深めることが難しかった。そのため、利用者との継続的な議論の場と定期的な情報発信が必要であると考えられた。

### 2. きぼう利用ネットワークの進め方

1 項を踏まえ、きぼう利用フォーラムで有効であった方策を活かしつつ、JAXA と利用者を繋ぐネットワーク組織を再度立ち上げ、きぼう利用戦略の推進状況に応じて段階的に活動を発展させていく。

- ・ まずはメールマガジン等を通じて JAXA からの情報発信の機会を増やすとともに、シンポジウム・セミナー等で議論の場を提供する。また、これまで個別に取り組んできたプロモーション活動を利用者ネットワークの活動として整理・見える化し、これらの活動への利用者のアクセス性を向上させる。
- ・ 次のステップとして、例えばきぼう利用戦略で重点化しているプラットフォームを中心に分科会を設置し、利用者や国の研究機関・コンソーシアム等の戦略パートナーに対して専門的な情報交換や議論の場を提供すること等を検討する。きぼう利用に関する委員会等でご支援下さっている外部有識者には、分科会の主査に就任いただく等のご協力を得たい。
- ・ 将来構想としては、分科会を複数の戦略パートナーからなるオールジャパンの大コンソーシアムに発展させ、事務局も JAXA から外部へ移管する等、産業自立化の足掛かりとなることも検討したい。



### 3. きぼう利用ネットワークの内容(設立時)

#### (1) 目的

- ・ きぼう利用に関し、JAXA ときぼう利用ネットワークメンバー及びメンバー相互の情報交換の場を提供し、きぼう利用へのアクセス性を高め、潜在的な利用をくみ上げることにより、きぼう利用戦略の推進に資する。
- ・ 産学官の幅広い利用者がきぼう利用に参加していることを示し、きぼう利用の広がりや需要の高さを政策関係者や ISS 参加機関等に発信する。

#### (2) 活動内容

##### 1) きぼう利用、宇宙実験の情報提供

- ・ きぼう利用ネットワークの HP を開設し、年 4 回程度メールマガジンを配信する。内容は公開 HP の最近のお知らせ・プレスリリース、シンポジウム・セミナー等のイベント情報等とする。

##### 2) 利用テーマの提案に向けた検討支援

- ・ 各種利用窓口の案内や技術情報の提供を行い、提案内容の相談に応じる。また、要望に応じて宇宙実験装置・機器の地上品を紹介する。

##### 3) 取り扱う情報

- ・ きぼう利用ネットワークが取り扱う情報は公開情報を基本とし、日本語で発信する。

#### (3) メンバーの要件

- ・ (2)項 1)については、公開情報であるためメンバーの要件に制約を設けない。
- ・ (2)項 2)については、原則日本国内の大学、公的研究機関や民間企業などに所属し、日本国内で研究活動等に従事している者とする。ただし国籍は問わない。

#### (4) 利用ネットワークサポーター

- ・ 委員会の元委員及びシンポジウム等の登壇者のうち、著名な有識者に利用ネットワークサポーターになっていただく。きぼう利用への意義・価値を発信いただき、メンバーや国民のきぼう利用への関心を高める。

#### (5) きぼう利用ネットワーク規約

目的、活動内容、入退会、個人情報の利用等について定めた規約(案)を添付に示す。

#### (6) きぼう利用ネットワークのフォローアップ

メンバーへのアンケート、メンバー数、HP アクセス数、活動への参加数等を分析することにより、きぼう利用ネットワークの有効性を定期的にフォローアップする。

### 4. きぼう利用の需要の高さを示す方法

まずは以下の情報を HP 等に掲載し、きぼう利用の広がりや需要の高さを示していく。

- ・ きぼう利用ネットワークメンバー数、関心分野の割合等を掲載する。
- ・ 事前に委員の了解を得た上できぼう利用推進有識者委員会及び各分野の選考評価委員会委員の役職・氏名等を掲載する。また、利用ネットワークサポーターも役職・氏名等を掲載する。
- ・ 様々な業種の企業がきぼう利用に参加していることを示すため、既に利用を公開している企業に関して企業名と利用したサービスを掲載する。

### 5. 今後の予定

有人部門内で手続き後、今年度内にきぼう利用ネットワークを設立する。また、海外利用者向けの英語サービスや SNS による情報発信等を次年度に検討する。

以上

## きぼう利用ネットワーク規約（案）

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、「きぼう利用戦略」（平成28年10月制定）に掲げる方針を踏まえ、大学、研究機関及び民間企業等による国際宇宙ステーション「きぼう」日本実験棟（以下「きぼう」という。）の利用を一層促進するための取組みとして、「きぼう利用ネットワーク」（以下「本ネットワーク」という。）を設立する。

## （目的）

- 第1条 本ネットワークは、機構並びに本ネットワークに参加した大学、研究機関及び民間企業等（以下「メンバー」という。）による情報交換の場を提供し、「きぼう」利用の理解増進及び「きぼう」利用に向けた助言等の技術的支援を機構が実施することで、メンバーによる「きぼう」利用を促進することを目的とする。
- 2 本規約は、本ネットワークの活動に際しての基本的事項を定める。

## （活動）

- 第2条 機構は、第1条の目的を達するために次の活動を行う。
- 一 機構及びメンバーの交流及び情報交換を図るためのシンポジウム及びセミナー等の開催
  - 二 各種利用窓口を含む「きぼう」利用に関する情報の発信
  - 三 きぼう利用戦略に沿った「きぼう」利用テーマ創出に向けた技術的支援
  - 四 その他本会の運営に必要な事項
- 2 機構は、第1条の目的を達するために、メンバーに提言を求め、「きぼう」利用サービスの拡充及び利用障壁の低減に向けて取り組む。
- 3 本条第1項第一号及び第二号については、全てのメンバーを対象とする。
- 4 本条第1項第三号については、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する法人に所属し、日本国内で研究活動等に従事しているメンバーを対象とする。
- 5 機構及びメンバーは、本条第1項及び第2項に掲げる活動の実施にあたり、必要に応じ、秘密情報の取扱を含む個別の取決めを締結する。本規約と個別の取決めに齟齬がある場合、個別の取決めの規定が本規約に優先する。

## （事務局）

- 第3条 本会の事務局は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構有人宇宙技術部門きぼう利用センターきぼう利用企画グループに設置する。

## （メンバー）

- 第4条 本会は、第1条の目的に賛同し、第5条に定める遵守事項に同意した個人、企業及び団体等で構成する。
- 2 本会の入会及び退会を希望する者は、その旨を事務局に届け出るものとする。届出の詳細は別途定める。

- 3 事務局は、第5条に定める遵守事項に違反したメンバーを退会させることができる。

(遵守事項)

第5条 本会への入会を希望する者は以下の遵守事項に同意しなければならない。

- 一 本会、機構及び他のメンバーの名誉を傷つける行為を行わないこと。
- 二 本会の目的に反する行為を行わないこと。
- 三 本会の運営を妨害する行為を行わないこと。
- 四 公序良俗に反する行為、政治若しくは宗教活動を目的とする行為又は法令若しくは条例等に違反する行為を行わないこと。
- 五 機構、他のメンバー又は第三者の知的財産権等の権利を侵害する行為を行わないこと。
- 六 機構、他のメンバー又は第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用により解決すること。この場合、本会及び機構は一切の責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱)

第6条 事務局は、機構の「個人情報保護規程」に基づき、メンバーの個人情報を取り扱うものとする。

- 2 事務局は、メンバーの個人情報を、以下の場合にのみ利用するものとする。
- 一 事務局が、お知らせの電子メール、その他の情報をメンバーへ送付する場合
  - 二 事務局が、メンバーからの問合せ対応に必要と判断した場合
  - 三 事務局が、統計データを作成するために、収集した個人情報を個人識別できない状態で加工する場合
  - 四 法令等の規定により使用する場合
  - 五 その他、事務局がメンバーの個人情報の利用にあたり、メンバーの同意を得た場合

(会費)

第7条 本会の活動に係る会費は、無償とする。

(規約の変更)

第8条 事務局は、本会の活動状況等に応じ、本規約を見直すことができる。

(施行)

第9条 本規約は、平成29年3月●日より施行する。

(失効)

第10条 本規約は、本会を解散したときにその効力を失う。